日本語学習指導者派遣事業実施要領

１　目　的

この要領は、公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国につながる子どもに母国の教育を行う外国人学校（以下、「外国人学校」という。）に対して、子どものための日本語学習支援基金事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日本語学習指導者派遣事業を実施するために必要な事項を定める。

２　助成対象

本事業の対象となる外国人学校は、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 静岡県内に所在し、本国政府から学校としての認可を受け、その認可内容を遵守した教育が実施されていること

(2) カリキュラムに週１回以上の日本語教育が組み込まれていること

(3) 国、県及び県関係団体、並びに市町から補助金その他の助成を受けていないこと

３　助成内容

外国人学校において、新たに日本語学習の場を提供する場合、協会で選任した日本語学習指導者を、週10時限を上限として学校へ派遣する。

４　認定申請

外国人学校は、認定申請書（様式１）に、当該年度の外国人学校カレンダー及び本国政府が発行した認可書の写しを添え、協会に認定申請を行う。認定申請は年度単位で行うものとし、協会が別途定める日までに認定申請を行う。

５　審査及び認定

協会は申請内容について審査する。審査の結果は、認定結果通知書（様式２）により、申請者全てに通知する。

６　報告

外国人学校は、毎月、日本語学習指導者の派遣受入状況を取りまとめ、翌月の10日までに派遣受入報告書（様式３－１）に、以下の書類を添付し、協会に報告するものとする。

［添付書類］ ・日本語学習指導者派遣業務報告書（様式３－２）

　　　　　　　 　日本語学習指導者が作成し、外国人学校に提出する。

・児童生徒出席簿（任意様式）

７　事業内容の変更の届出

外国人学校は、日本語学習指導者派遣の認定を受けて実施する事業について、申請時から内容の変更があった場合は、変更の必要が生じた後、速やかに変更届出書（様式４）により協会へ報告するものとする。

８　認定の取り消し等

協会は、以下の事由が判明した場合は認定を取り消す。また、外国人学校に対し、日本語学習指導者派遣にかかる経費の負担を求めることができる。

(1) 外国人学校が、偽りその他不正な手段により日本語学習指導者の派遣を受け入れたと

　き

(2) 外国人学校が、日本語学習指導者に対し目的外の業務に従事させたとき

(3) 外国人学校が、事業内容の変更により第２項の要件を満たさなくなったとき

附　則

この要領は、平成29年11月30日から施行する。